

## 下呂市いじめ防止等対策推進条例（令和2年3月23日条例第1号）

最終改正:

改正内容:令和2年3月23日条例第1号

## ○下呂市いじめ防止等対策推進条例

令和2年3月23日条例第1号

## 下呂市いじめ防止等対策推進条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、児童等に対するいじめ防止等に係わる基本理念を定め、市、学校、保護者等の責務を明らかにするとともに、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 市立学校 下呂立小中学校の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第156号)第2条第1項に規定する小学校、同条第2項に規定する中学校をいう。
- (4) 児童等 市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 被害児童等 いじめを受けた児童等をいう。
- (6) 加害児童等 いじめを行った児童等をいう。
- (7) 保護者 児童等に対し親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- (8) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。
- (9) 関係機関等 子ども相談センター、警察署その他子どものいじめの問題の対応に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの早期発見のための対策は、全ての児童等がいじめ及びいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童等のいじめに関する理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめへの対処は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第6条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めなければならない。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第8条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、下呂市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ問題専門委員会)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、下呂市いじめ問題専門委員会を置く。

2 専門委員会は、児童等に重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ問題再調査委員会)

第10条 市は、法第30条第2項に規定に基づき、下呂市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について法第30条第2項に規定する調査を行う。

3 再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(重大事態への対処)

第11条 市立学校の校長は、当該学校に在籍する児童等に重大事態が発生したときは、直ちに教育委員会にその旨を報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定するとき又は児童等若しくは保護者から重大事態に該当する事実があったと申立てを受けたときは、法第30条第1項の規定によりその旨を市長に報告するとともに、法第28条第1項の規定により当該重大事態に係る調査を開始するものとする。

- 3 教育委員会及び市立学校の校長は、法第28条第2項の規定により、被害児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童等及び関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。
- 4 教育委員会は、重大事態に係る調査の結果を、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、教育委員会は、被害児童等又はその保護者が当該重大事態に係る被害児童等又はその保護者の所見を当該調査結果に添付することを希望するときは、当該所見を記載した文書の提供を受け、当該文書を調査結果の報告書に添付し、市長に送付するものとする。
- 5 市長は、被害児童等及びその保護者に対し、法第30条第2項に規定する調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童等その他の関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。  
(市立学校以外の学校等への協力要請)

第12条 市長及び教育委員会は、次に掲げる者に対し、いじめの防止等に必要な協力を求めることができる。

- (1) 市立学校以外の学校の校長及び当該学校の設置者
  - (2) 前号に規定する学校並びにその設置者を所管する国及び地方公共団体(当該学校の設置者である場合を除く。)
- (市長及び教育委員会の連携)

第13条 市長及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。  
(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---